

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。 （<u>通知金融商品取引業者</u>等に該当した場合の措置） 第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。 （1） 貴社が<u>金融商品取引法</u>に定める<u>通知金融商品取引業者</u>に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。 （2） 貴社が<u>金融商品取引法</u>に定める<u>認定金融商品取引業者</u>に該当し、基金がその公告を行ったとき。 2 （略）	私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>証券取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する<u>取引所有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。 （<u>通知証券会社</u>等に該当した場合の措置） 第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。 （1） 貴社が<u>証券取引法</u>に定める<u>通知証券会社</u>に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。 （2） 貴社が<u>証券取引法</u>に定める<u>認定証券会社</u>に該当し、基金がその公告を行ったとき。 2 （略）

(認定等に伴う措置に係る請求) 第 1 5 条 貴社が<u>通知金融商品取引業者又は認定金融商品取引業者</u>に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。 (電磁的方法による書面の授受) 第 2 5 条 貴社は、その用いる電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 6 0 条</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。) の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第 3 条第 2 項、第 1 8 条及び第 1 9 条に規定する書面 (印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。) の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。 2 (略) 平成 年 月 日 住所 委託者 氏名又は名称 殿	(認定等に伴う措置に係る請求) 第 1 5 条 貴社が<u>通知証券会社又は認定証券会社</u>に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。 (電磁的方法による書面の授受) 第 2 5 条 貴社は、その用いる電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって<u>証券会社に関する内閣府令第 3 1 条の 2</u>に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。) の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第 3 条第 2 項、第 1 8 条及び第 1 9 条に規定する書面 (印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。) の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。 2 (略) 平成 年 月 日 住所 委託者 氏名又は名称 <u>証券株式会社</u>殿
---	---